

中土佐町地域ブランディング推進事業委託業務仕様書

1. 業務の名称

中土佐町地域ブランディング推進事業委託業務

2. 業務の目的

中土佐町では、かつおを主役とする地域ブランディングの確立を進めている一方、四万十流域で生産される大野見米や温暖な気候を活かしたイチゴ等の多様な地域資源が存在する。

本事業は、一つの特産品に限らず、中土佐町全域で存在する地域資源の価値と魅力を一体的に情報発信し、地域経済の活性化及び県内外を問わない交流人口の拡大を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日

4. 委託金額（上限）

1, 500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 業務の概要

町内事業者の参画を促進しながら、消費者（県内外を問わない）に対する認知向上、来町機会の創出、地域製品の付加価値向上及び持続可能な産業基盤の構築を目指す。

（1）基本方針

短期的な集客だけでなく、中長期的なブランド価値の向上と地域経済の自立性を店頭に置きつつ、地域資源の特性を尊重し、町内事業者と協働できる企画運営を提案すること。また、提案に際して、効果測定可能な指標を設定し、透明性のある評価・報告を提示すること。

（2）イベントの企画・提案

- ① 中土佐町全体の課題と可能性を踏まえ、「かつおの町、かつおだけじゃない町」のキャッチコピーを元に、中土佐町の多様な特産品の認知度向上と購買促進に繋がるイベントプロモーションを実施すること。また、KPIを設定し、継続したブランド戦略が可能となるよう提案すること。

ア. スケジュール

- ① イベント回数は3回以上とする。時期については中土佐町の特産品の旬を鑑みて提案すること。
- ② 開催場所は、県内客及び県外客を分けたターゲットに見合う場所を提案すること。
- ③ 契約からイベント開催までの1年間のスケジュール（制作物の作成等に係る進捗管理も含むこと）について提案すること。

イ. 出店募集及び管理

- ① 町内事業者の参画機会の拡大と連携促進による供給体制の強化を図る。

(3) 運営管理

- ① イベント関係者と情報共有を図りスムーズなイベント開催を目指すこと。
- ② イベント当日は、来場者及び出店者等から運営管理及び各種問い合わせについて対応すること。
- ③ 各イベント終了後は、イベント前の状態に復旧すること。

(4) 危機管理体制

- ① 必要に応じて警備員の配置計画を立てるなどイベントを滞りなく運営すること。
- ② イベントの中止基準等を定め、参加者に連絡できるよう連絡網を整備すること。

(5) イベントの告知方法

原則としてSNSを運用して告知することとし、制作物は必要最低限とする。
なお、制作物を作成する場合は、委託者の精査を受けること。

(6) 打合せ

委託契約締結後、速やかに業務内容やスケジュールについて打合せを行うこと。また、必要に応じて業務の進捗等適宜情報交換を行うこととする。

(7) その他

民間企業ならではの知見や視点を活かして、他に必要と認められるものや効果的と考えられるものについて、本業務の費用の範囲内で追加提案することも可能である。

6. 成果物

(1) 提出物

- ① 企画提案書（契約締結後10日以内）
- ② 実績報告書（任意様式）
- ③ 本仕様書（5）に関する制作物。ない場合は提出不要。

②及び③については、事業完了後速やかに提出すること。

(2) 提出方法

原本（A4・カラー）1部及び電子データ（PDF）にて提出すること。

(3) 提出先

住所：

〒789-1301

高知県高岡郡中土佐町久礼6663-1 まちづくり課 商工係

メール：machi★town.nakatoso.lg.jp（★は@へ書き換えること）

7. その他

- (1) 受託者は「中土佐町個人情報の保護に関する法律施行条例」を遵守し、個人情報等本業務に関して知り得た一切の事項を、契約期間のみならず終了後も第三者に漏洩してはならない。
- (2) 本業務の仕様書は、本町が必要最低限と考えているものである。本事業をより効果的かつ魅力的なものとするため、本仕様書に関する新たな提案は妨げない。そのため、契約に辺り仕様書の内容については双方協議を行う。
- (3) 受注者は、必要もしくは発注者の依頼に応じて発注者へ報告・連絡・相談を行いその指示に従うこと。
- (4) 受注者は、本件業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず発注者に報告し、指示を仰ぐとともに早急に対応を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議の上、適切に本業務を実施すること。